

露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。
- 4 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 可搬式発電機は、使用しないこと。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。